第二十八条の次に次の節名を付する。

第四節　全国通訳案内士の業務

第二十九条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

第三十三条を削る。

第三十二条第一項中「通訳案内士は、第三十五条第一項の規定により届出をした団体が同条第二項の規定に基づき実施する研修を受けること等により、通訳案内士」を「全国通訳案内士は、第三十条第一項に定めるもののほか、外国語に関する講習を受講することその他の全国通訳案内士」に改め、同条第二項中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十一条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十条の前の見出しを削り、同条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条を第三十一条とし、同条の前に見出しとして「（禁止行為）」を付する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（研修）

第三十条　全国通訳案内士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、第三十五条から第三十七条までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する通訳案内に関する研修（以下「通訳案内研修」という。）を受けなければならない。

2　前項の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十四条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

第五章の章名を削る。

第四十三条中「第二項」の下に「（これらの規定を第五十九条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第六十七条とする。

第四十二条を削る。

第四十一条第三号中「第三十七条」を「第五十二条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第三十四条」の下に「（第五十九条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第三十条」を「第三十一条（第五十九条において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第二十五条第三項の規定により全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、全国通訳案内士の名称を使用したもの

第四十一条に次の三号を加える。

五　第五十七条において準用する第二十五条第三項の規定により地域通訳案内士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、地域通訳案内士の名称を使用したもの

六　第五十八条の規定に違反した者

七　第六十条の規定に違反した者

第四十一条を第六十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第六十五条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四十二条の規定による届出をしないで研修業務の全部を廃止したとき。

二　第四十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三　第四十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第四十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十六条　第四十三条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第四十条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「偽りその他不正の手段により全国通訳案内士又は地域通訳案内士の登録を受けた者」に改め、同条各号を削り、同条を第六十三条とする。

第三十九条中「第十四条第一項の規定に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十四条第一項の規定に違反した者

二　第四十六条の規定による研修業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員

第三十九条を第六十二条とする。

第六章を第五章とする。

第三十八条を削る。

第三十七条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の二章を加える。

第三章　地域通訳案内士

第一節　地域通訳案内士育成等基本指針等

（地域通訳案内士育成等基本指針）

第五十三条　国土交通大臣は、市町村又は都道府県が地域通訳案内士の育成、確保及び活用（以下「地域通訳案内士の育成等」という。）を図ることにより、地域通訳案内士が全国通訳案内士と連携して地域固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に的確に対応することができるよう、地域通訳案内士の育成等に関する基本的な指針（以下「地域通訳案内士育成等基本指針」という。）を定めなければならない。

2　地域通訳案内士育成等基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　地域通訳案内士の育成等に関する基本的な事項

二　次条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画の作成について指針となるべき事項

三　その他地域通訳案内士の育成等に関する重要事項

3　国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域通訳案内士育成等基本指針を変更するものとする。

4　国土交通大臣は、地域通訳案内士育成等基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（地域通訳案内士育成等計画）

第五十四条　市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等基本指針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、地域通訳案内士の育成等を図るための計画（以下「地域通訳案内士育成等計画」という。）を定めることができる。

2　地域通訳案内士育成等計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　地域通訳案内士にその業務を行わせる区域（以下「地域通訳案内士業務区域」という。）

二　地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に関する研修その他の地域通訳案内士の育成等の実施に関する事項

三　二以上の市町村又は都道府県が共同して地域通訳案内士育成等計画を定める場合にあつては、第五十七条において読み替えて準用する第十九条の地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県

四　前三号に掲げるもののほか、地域通訳案内士育成等計画の実施に関し当該市町村又は都道府県が必要と認める事項

3　市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。

4　観光庁長官は、地域通訳案内士育成等計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一　地域通訳案内士育成等基本指針に適合するものであること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。